平成２５年（フ）第１２９号
愛知県新城市川田字新平15番地113
債務者　小寺　　明
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１３０号
愛知県新城市川田字新平15番地113
債務者　小寺たつの
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１３４号
愛知県豊川市牛久保町常盤62番地
債務者　佐藤　典彦
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後２時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１８１号
千葉市美浜区高洲２丁目８番８棟625号
破産者　宮本　雅昭
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８４号
千葉県八街市八街へ199番地729
破産者　篠宮　博文
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７号
岡山市東区東幸西363番地２、旧住所岡山市東区西大寺中１丁目９番22号
破産者　鈴木　啓章
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８号
岡山市東区東幸西363番地２、旧住所岡山市東区西大寺中１丁目９番22号
破産者　鈴木多知子
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１９号
東京都八王子市横川町480番地
破産者　有限会社パティーナ
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６５号
東京都府中市南町１丁目32番地の30レオパレスＫ＆Ｈ212
破産者　勝部　崇大
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６８４号
横浜市南区井土ケ谷下町29番地９
破産者　株式会社ハシヅメ
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８５号
最後の住所横浜市南区大橋町２丁目37番地メゾン・ルレーヴ202号、開始決定時の住所横浜市磯子区岡村７丁目12番５号
破産者　亡橋爪修相続財産
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２０４号
広島県府中市土生町1318番地１
破産者　楢崎　輝男
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第７１号
鹿児島県鹿児島市吉野町10710番地115
破産者　松元謙一郎
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地26―106
破産者　ジェイシーイーこと　児玉　政夫
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
北海道空知郡奈井江町字奈井江748番地26、開始決定時の住所札幌市中央区南５条西13丁目１番27―1502号
破産者　千徳　真美
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８９号
札幌市白石区平和通１丁目北15番22―305号
破産者　松山　美香（旧姓垣内）
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６４号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番３―204号
破産者　白川　義一
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１号
佐賀県唐津市魚屋町2013番地、住民票上の住所佐賀県唐津市東城内１番３号
破産者　岩本　憲明
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部